

輪島市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月14日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月23日（水） 放送課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○加入金無料キャンペーンの効果について、確認が困難とのことであるが、アンケートの実施など検証方法について工夫していただきたい。

○自主放送番組の対象行事等は、恒例行事などの開催日程の把握に努め、年間計画を作成し早期発注するなど、業務の効率化とより良い自主放送番組の制作に努めていただきたい。

○滞納整理では、悪質な契約者の利用停止措置を行うなどの適切な対応に努めているとのことであるが、今後も過年分や滞納繰越分はもとより、現年分の収入未済額の低減等、収納率の向上に努めていただきたい。

○未執行により予算全額が不用額となっているものがあるが、減額補正を行うなどの適切な処理を行っていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

#### (指摘事項)

##### ① 輪島市ケーブルテレビ放送審議会の開催時期について

輪島市ケーブルテレビ放送施設条例第43条では、輪島市ケーブルテレビ放送審議会において、放送番組の編集に関する基本計画の策定又は変更に関することや、放送番組の適正を図るため必要な事項について調査及び審議を行うこととされている。また、輪島市ケーブルテレビ自主放送管理運営規則第3条では、「毎年度当初、自主放送に関する基本計画を定めなければならない。」とされている。輪島市ケーブルテレビ放送審議会が今年度9月末現在未開催であり、基本計画が未策定のまま事業が進められている。審議会の開催は年度当初に開催し、策定された基本計画にしたがった適正な事業運営とされたい。また、年度後半に翌年度の方針を決めるなど、年2回開催を検討されたい。